

第 64 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県営住宅条例（平成9年長崎県条例第31号）第76条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
川口アパート	長崎市金屋町1番17号 福德不動産グループ 代表企業 株式会社 福德不 動産 代表取締役 福島 卓	令和8年1月1日から 令和28年3月31日まで

令 和 5 年 6 月 9 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

川口アパート建替事業における指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県営住宅条例第79条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。